

## 家畜改良増殖法の一部改正について

長年の改良により付加価値の高まった家畜人工授精用精液・受精卵が、不適正に流通する恐れがあり、このような精液などが、海外に流出すると、我が国の畜産振興に重大な影響を与える恐れがあるため、精液や受精卵の取扱いに関する規制を実情に即したものとなるように家畜改良増殖法がつぎのとおり改正されます。

公布日(令和2年4月24日)から6月をこえない範囲内で政令で定める日から施行されます。

### 主な改正点

- ・家畜人工授精所における家畜人工授精精液・受精卵に係る業務状況の定期報告
- ・家畜人工授精所以外での家畜人工授精用精液・受精卵の保存禁止  
※自己の飼養する雌の家畜に注入・移植するために保存している場合を除く
- ・家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡禁止
- ・家畜人工授精師の免許に係る欠格事由の厳格化



家畜人工授精所の開設許可を受けていない方が、家畜精液・受精卵を他者へ譲渡することは**違法**であり、**厳罰に処せられます**。

和牛の精液や受精卵の  
海外への不正流出を防ぎましょう



神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 ファクシミリ 0463-58-5679